

其十名を置かず。

刑事罰の運轉、被懲事は二十才以上の男女にして一又は若以上引籠り一ヶ年以上を刑作したるものに限る。

(1) 審議所の審理は公開し判決の評議は之れを公開せず。

(2) 小作審判所の判決は地方裁判所長の認可決定ありたる時判決と同一の効力を有す。不認可決定に対しては即時抗告することを得。

六、罰 則

左の條項に該当する場合は刑罰に処す。

(1) 職金、保証金を禁する規定に違反したる時。

(2) 減價救済券の場合不当利得を禁止する規定に違反したる時。

(3) 地主が自作の目的を以て土地返還の判定を受け一ヶ年以内に他の目的に使用したる時。

七、附 則

(1) 小作地の設定に関し小作地設定の約款にして本法に違反するものは之れを無効とす。

実行方法

一、右條項に本法に反し或る事項を規定し、

一、小作運轉等運動に關しては新農行部に一任。

恩給法廃止並に養老保険法制定の件

第十三号案

主 文

中央執行委員會議決

一、恩給割は之れを廢止すべし。

一、養老保険例を撤去すべし、その要綱左の如し。

一、國家保険たること

(1) 被保険者は年令六十才以上のものとす但し左に該当するものは除外す。

(2) 年額千二百圓以上、財産収入あるを帯に属するもの

(3) 六十才以上の男子恩を有するもの

六十才に到る以前引籠り二十年間以上勤勞又は勞働によつて生計を立てたるもの。